

食を楽しみ、おいしくいただきます

計画期間 平成20年度から23年度

柴田町食育推進計画



平成20年3月

宮城県柴田町

目 次

序章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の体系.....	3
第1章 柴田町における食をめぐる現状.....	4
1. 世帯構造の推移.....	4
2. 労働力の状況.....	5
3. 健康について.....	6
(1) 主要疾病別での死亡者の状況.....	6
(2) 平成19年基本健康診査におけるBMI(肥満度指数)の状況.....	7
(3) 小・中学校別肥満傾向児の状況.....	8
4. アンケート調査実施による実態の把握.....	9
(1) 食生活について.....	9
(2) 食育に関する意識.....	14
(3) 子育てで重要と感じていること.....	21
第2章 食育推進の基本理念等.....	22
1. 基本理念.....	22
2. 基本目標.....	22
3. 目標数値.....	25
4. ライフステージの設定.....	26
第3章 各ライフステージ別での取り組み.....	27
1. 乳幼児期～おおむね0歳から5歳～.....	27
(1) 特 徴.....	27
(2) 取り組みのポイント.....	27
2. 学童期～おおむね6歳から12歳～.....	30
(1) 特 徴.....	30
(2) 取り組みのポイント.....	30
3. 思春期～おおむね13歳から18歳～.....	33
(1) 特 徴.....	33
(2) 取り組みのポイント.....	33
4. 青年期～おおむね19歳から39歳～.....	36
(1) 特 徴.....	36
(2) 取り組みのポイント.....	36

5 . 壮年期～おおむね 40 歳から 64 歳～	38
(1) 特 徴	38
(2) 取り組みのポイント	38
6 . 高齢期～65 歳以上～	40
(1) 特 徴	40
(2) 取り組みのポイント	40
第 4 章 計画の推進にあたって	42
1 . 推進体制について	42
(1) 推進体制	42
資料編	45
食育基本法	45
食育推進基本計画概要	52
柴田町食育推進計画庁内検討会設置要綱	57
柴田町食育推進計画庁内検討会委員名簿	58

別冊資料

柴田町食育推進計画策定に係るアンケート基礎調査報告書

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

私たち人間が生きていくためには食は欠かせないものです。食は命の源であり、食がなければ命は成り立ちません。私たちは、日々の暮らしの中で、食についての知恵や経験を生かし、食文化を築き生きる力を育んできました。

しかし近年、生活の水準が向上し、家の中で行なわれていた調理を外食に依存する食の外部化等食の多様化が大きく進展するとともに、社会経済構造が大きく変化し、日々忙しい生活を送る中で、食の大切さに対する意識が希薄となり健全な食生活が失われつつあります。

例えば、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れを起因とした、生活習慣病の増加・過度の痩身等の問題があり、本町においても例外なく前述のような状況にあると言えます。

また、高病原性鳥インフルエンザ・食品の偽装表示及び遺伝子組換えの問題、さらに輸入食料品における農薬混入に伴う健康被害等、今や食をめぐる現状は危機的な状況を迎えていると言っても過言ではありません。

このような中で、国は生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するために、平成17年6月に食育基本法を制定し、平成18年3月には食育推進基本計画を策定し、国民的な運動として推進することとしました。

本町においても人間性豊かな生活都市として安心・安全・安定をめざし発展し続けていくために、食に対する取り組みは積極的に推進しなければならない課題であります。

このような背景や趣旨を踏まえ、国の食育推進基本計画や宮城県食育推進プランと連携を図りながら、「食の大切さを知り、いつまでも健康に過ごすための充実した食生活の実現」を具現化するため柴田町食育推進計画を策定するものです。

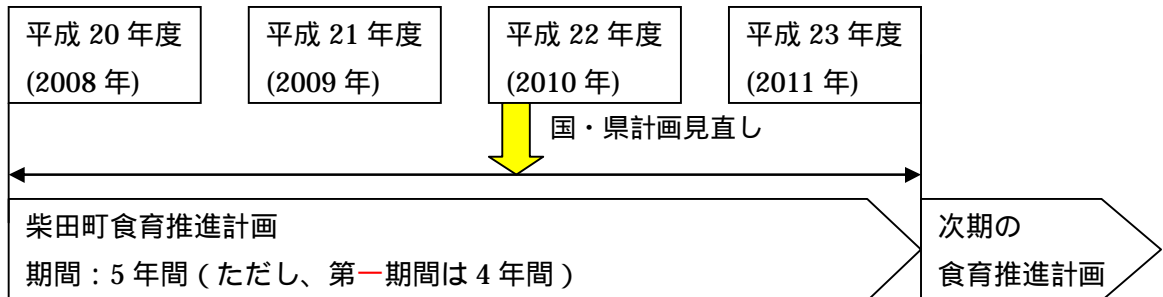
食育とは -

- ・ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ いろいろな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること ~ 食育基本法 ~

2. 計画の期間

第一期間については、国及び県の推進計画の見直し時期を踏まえて、平成20年度から平成23年度までの4年間とし、その後は5年ごとに見直しする。

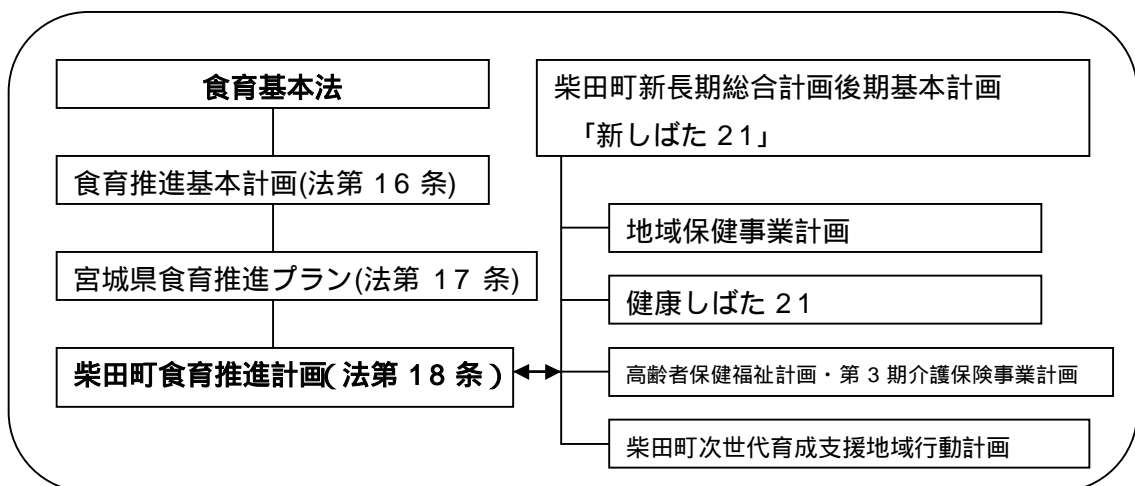
なお、計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行う。



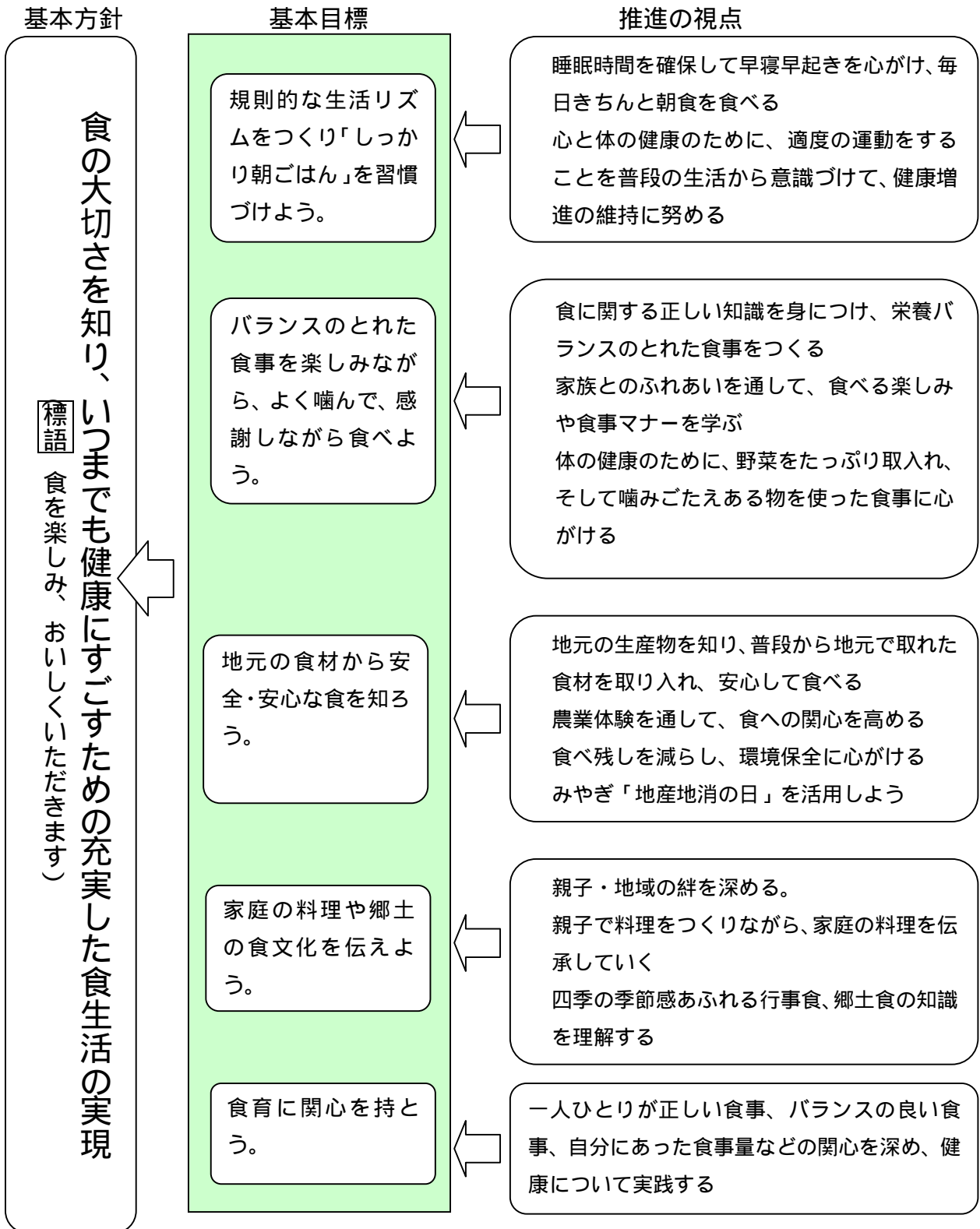
3. 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画とします。

この計画は、柴田町新長期総合計画後期基本計画「新しばた21（平成18年度～平成22年度）」を上位計画とし、地域保健事業計画（平成19年度）、健康しばた21（平成18年度～平成22年度）、高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）、柴田町次世代育成支援地域行動計画（平成17年度～平成26年度）等と整合性を図りつつ計画を推進します。



4 . 計画の体系

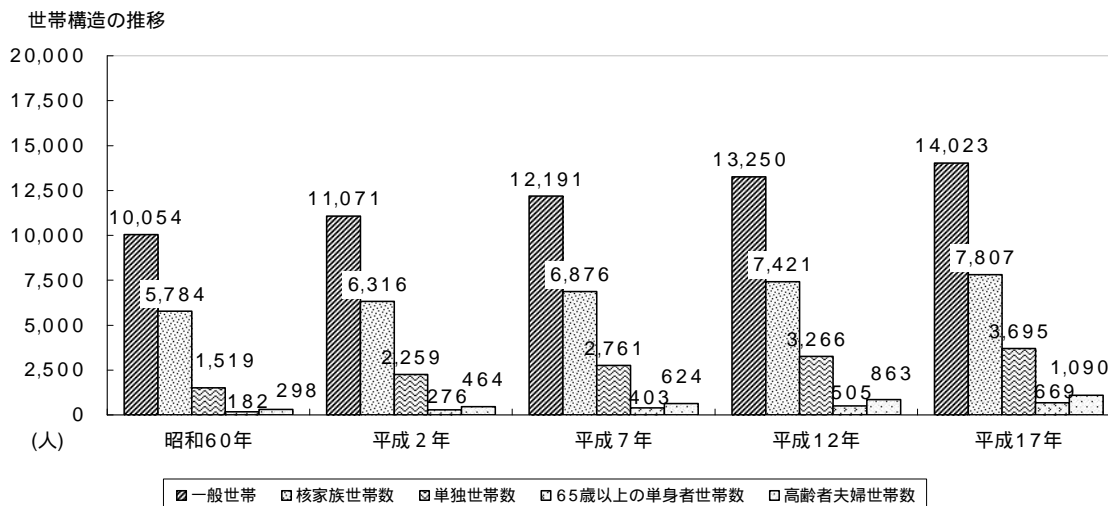


第1章 柴田町における食をめぐる現状

1. 世帯構造の推移

世帯構造の推移をみると、一般世帯は平成2年の11,071世帯から平成17年には14,023世帯へと26.6%増加しています。単独世帯は平成2年の2,259世帯から平成17年には3,695世帯へと63.6%と大幅に増加しています。65歳以上の単身世帯は平成2年の276世帯から平成17年には669世帯へと2倍以上増加しています。そして、高齢者夫婦世帯においても平成2年の464世帯から平成17年には1,090世帯へと2倍以上増加しています。

このことから、単独世帯や高齢者世帯などの世帯構造の変化に伴う、食生活上の問題やその食生活から生じる心身の健康問題の発生が予測されます。



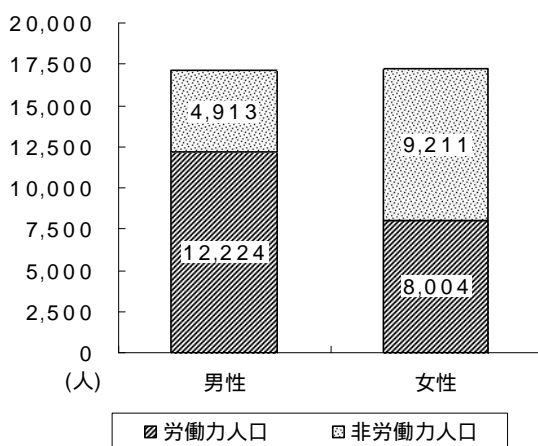
- 資料：総務省 国勢調査

2 . 労働力の状況

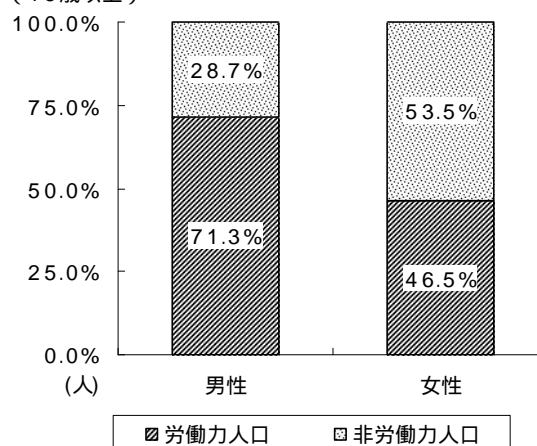
労働力の状況をみると、男性の労働力人口は 12,224 人、女性は 8,004 人です。男性の 7 割が、女性の 5 割が何らかの仕事についている又は就労を希望していることになります。

このことから、男女共働きをしている世帯が多い傾向にあり、少ない時間での食事づくりに負担を感じる人も、多くなっているものと考えられます。

平成17年度労働力状況（15歳以上）



平成17年度労働力状況の割合（15歳以上）



- 資料：総務省 国勢調査

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

非労働力人口

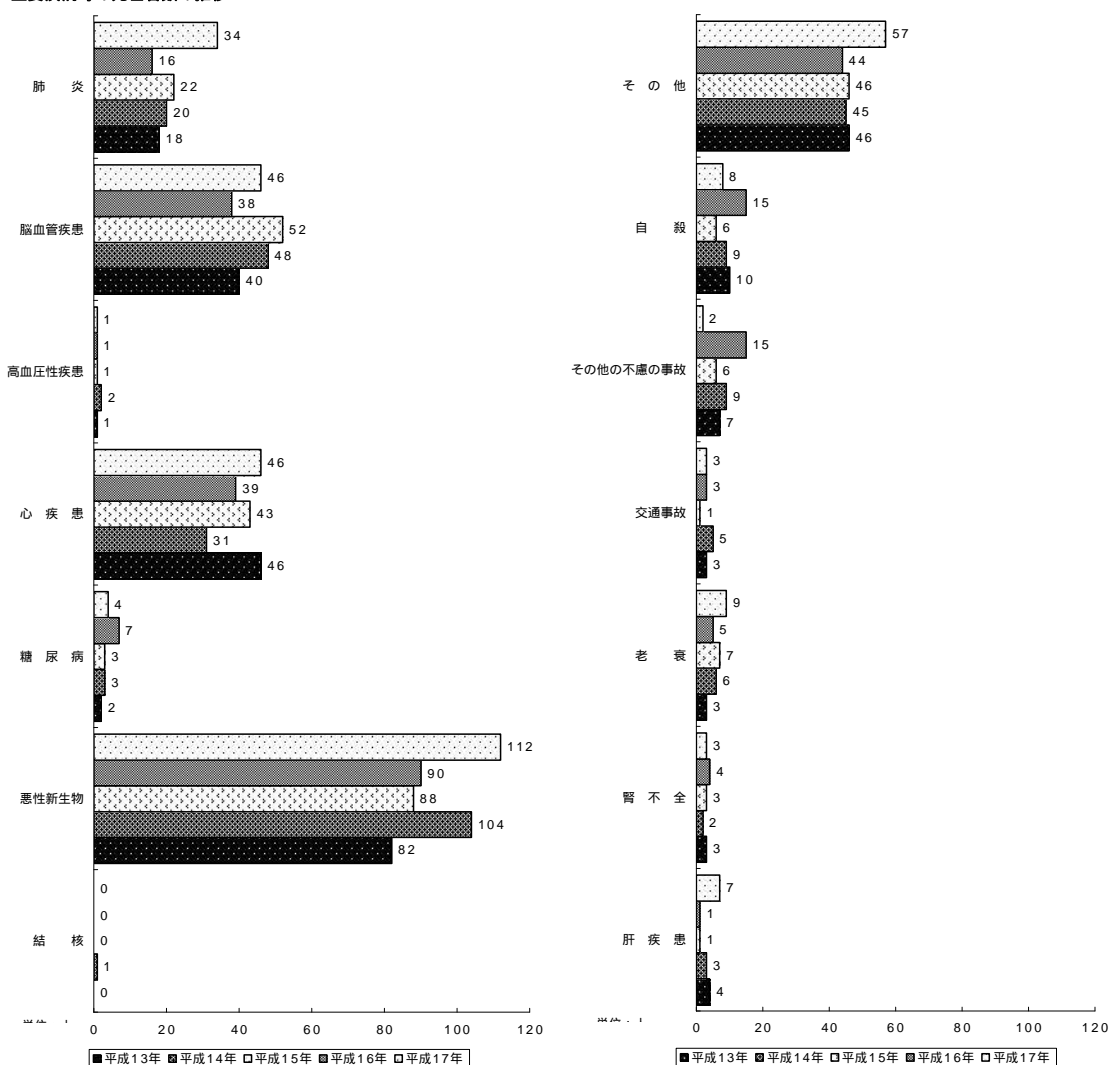
調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

3. 健康について

(1) 主要疾病別での死亡者の状況

主要疾病別での死亡者の状況を見ると、悪性新生物が各年で最も多くなっています。次いで、心疾患・脳血管疾患が多くなっています。平成17年には、3大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）が、全死因の61%をしめています。

主要疾病毎の死亡者数の推移

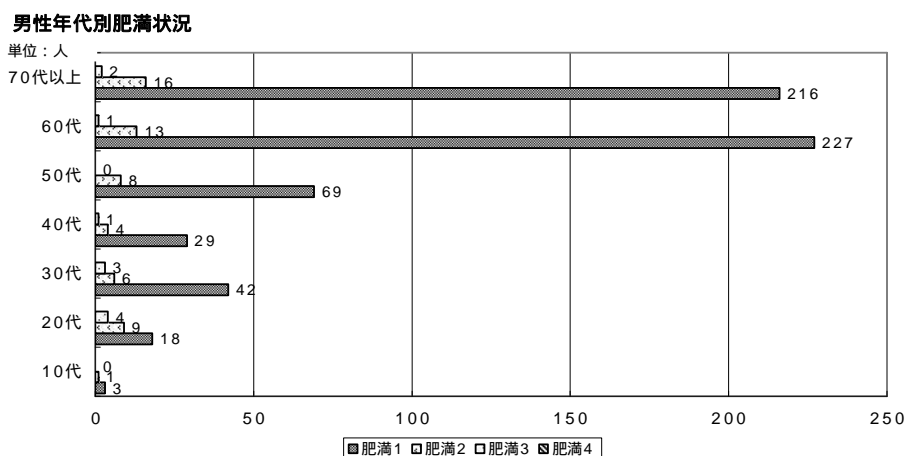
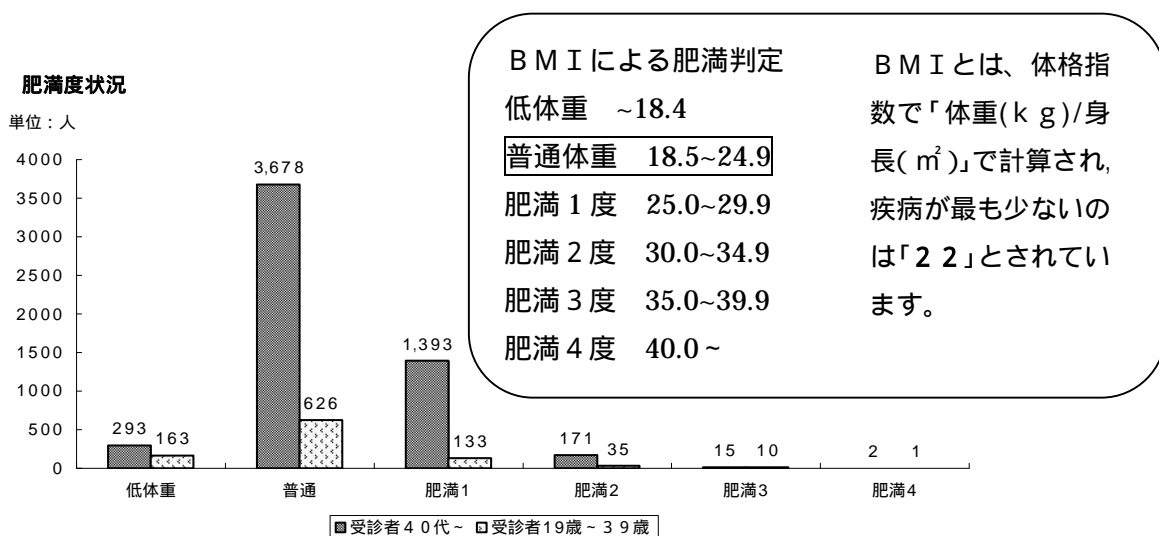


- 資料：宮城県保健福祉・環境衛生統計資料 -

(2) 平成19年基本健康診査におけるBMI(肥満度指数)の状況

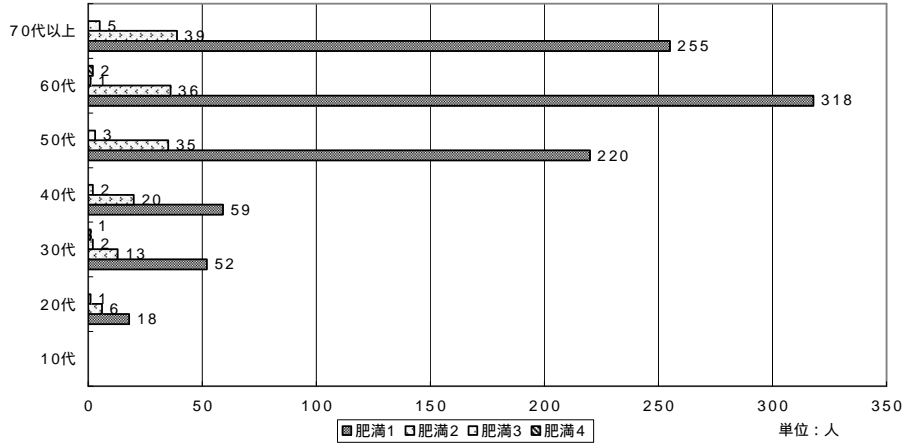
基本健康診査における肥満判定の状況は、40歳以上の受診者総数5,552人のうち、肥満1度～肥満4度までの判定となった人は1,581人で、受診者総数の28.5%の方が肥満となります。また、19歳～39歳までの青年期健康診査受診者総数968人のうち肥満1度～肥満4度までの判定となった人は179人で、受診者総数の18.5%が肥満となります。

全体で見ると27.0%が肥満という結果で、受診者の4人に1人が肥満にあたります。男女とも年代が上がるごとに肥満が多くなる傾向にあります。特に男性は60代から、女性は50代から増加する傾向にあります。



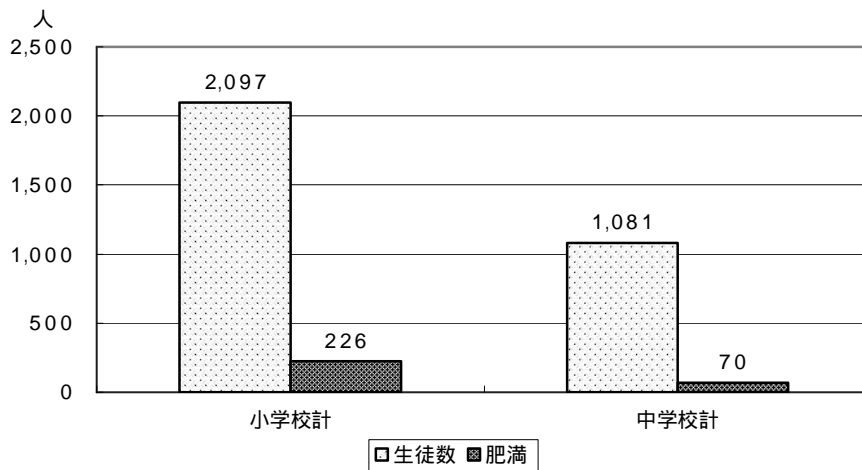
- 資料：平成19年柴田町基本健康診査・青年期健診 -

女性年代別肥満状況



(3) 小・中学校別肥満傾向児の状況

柴田町肥満傾向児の状況



肥満傾向児：小学生 肥満度20%以上、ローレル指数160以上の者
 中学生 肥満度26.5%以上

- 資料：柴田町 学校保健統計調査 -

4. アンケート調査実施による実態の把握

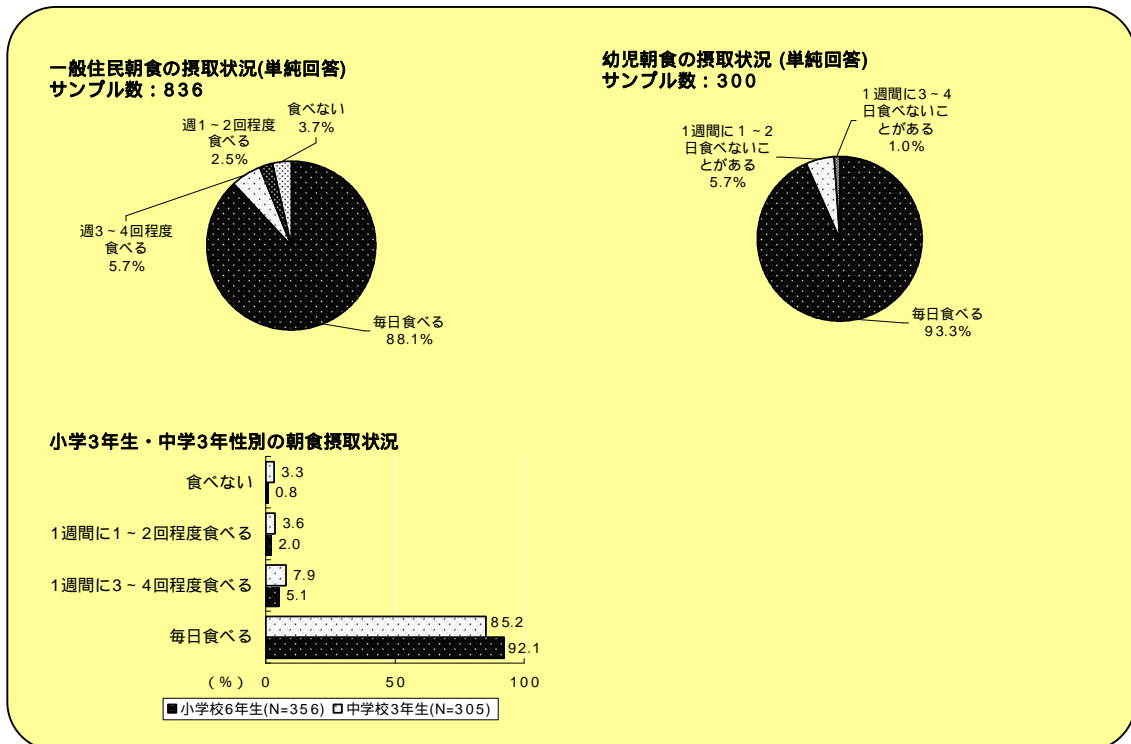
柴田町食育推進計画の策定にあたって、平成19年7月3日から平成19年7月25日までの期間において、町立保育所・児童館・幼稚園児保護者321名、小学校6年生・中学校3年生712名、一般住民2,000名を対象に食生活習慣や食に関する関心や意向などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 食生活について 朝食の摂取状況

各年代で「毎日食べる」が約9割を占める

各年代ともに、「毎日食べる」が最も多くなっており、朝食を毎日食べる習慣が身についていることがわかります。

一方、「食べない」の項目については幼児0%、小学生0.8%、中学生3.3%、一般3.7%と低学年のうちから欠食習慣があることがわかります。今後、子どもの頃から欠食にならないための取り組みが必要です。

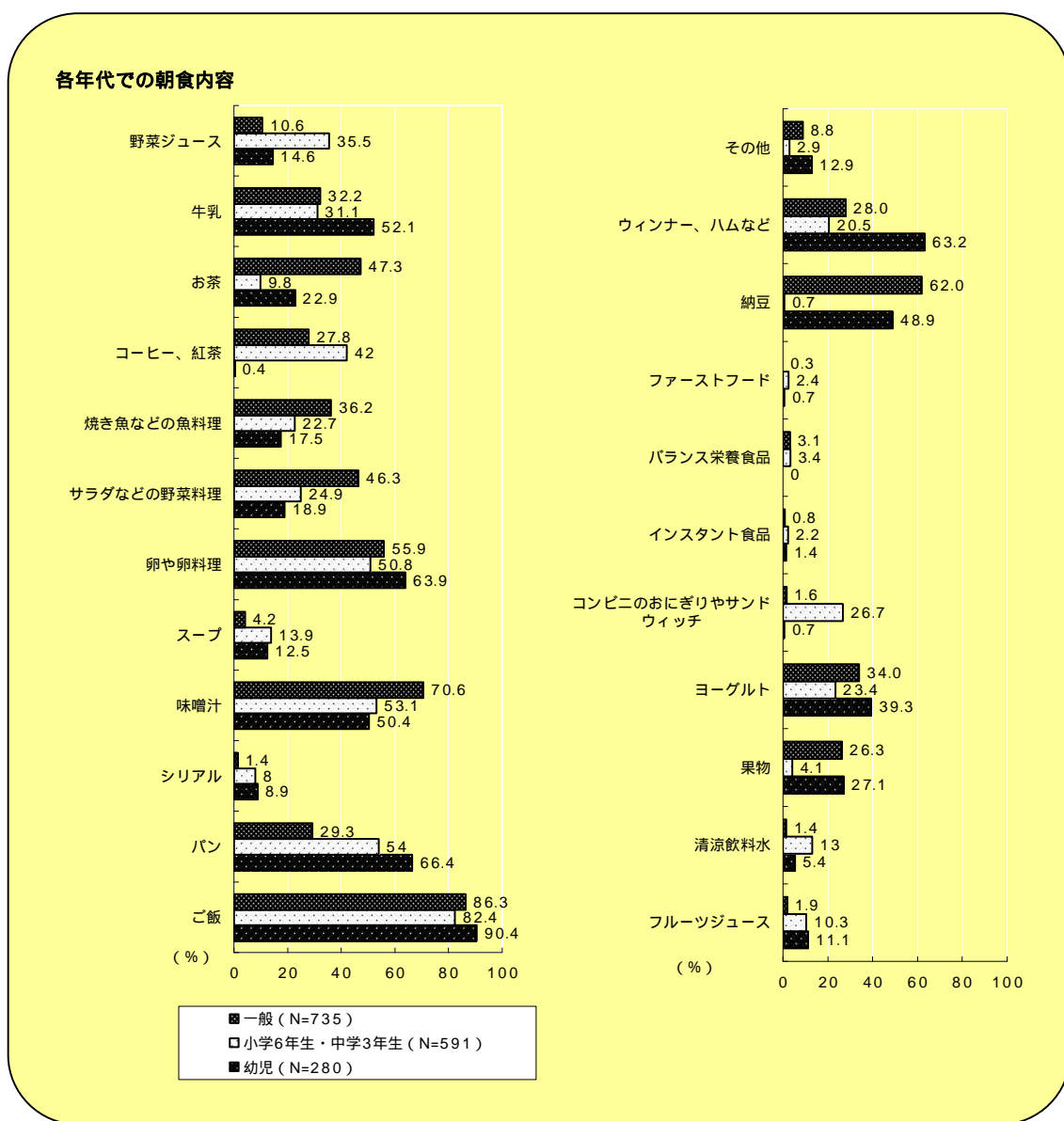


朝食の内容

【幼児】【小・中】でインスタント食品等の項目が【一般】より多い

「インスタント食品」や「ファーストフード」、「コンビニのおにぎりやサンドウィッチ」の回答が全対象者にあります。また、「清涼飲料水」の摂取についても、【幼児】【小・中】で高くなっています。野菜料理については、【幼児】【小・中】の摂取が低いのが気になります。

子どもの頃からインスタント食品等の摂取を抑え、野菜を多く取り入れることが大切です。



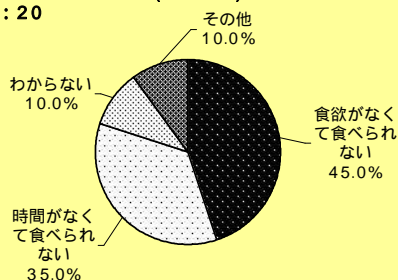
朝食を食べない理由

各年代で、「時間がない」「食欲がない」が主な理由を占める

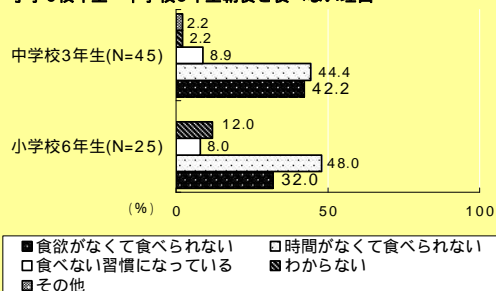
各年代で朝食を食べない主な理由は、「時間がない」「食欲がない」となっています。特に、【小・中】対で食べない習慣がある人が8.6%となっており、家庭に欠食習慣があることがわかります。

子どもの頃から、欠食習慣が身についていかないよう、家庭での取り組みが大切だと思われます。

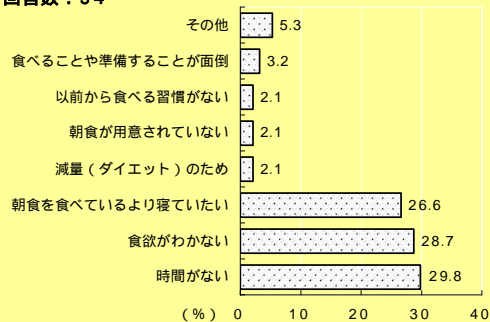
幼児朝食を食べない理由（単純回答）
回答数：20



小学6校年生・中学校3年生朝食を食べない理由



一般住民の朝食を食べない理由（単純回答）
回答数：94



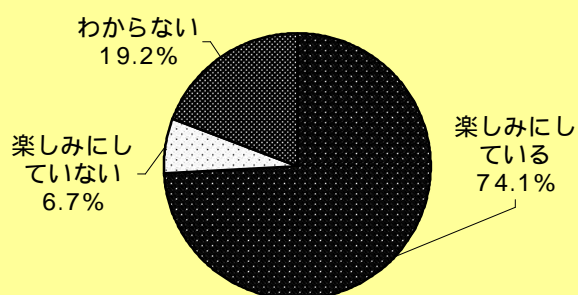
食事について

中学生「楽しみにしている」は減少

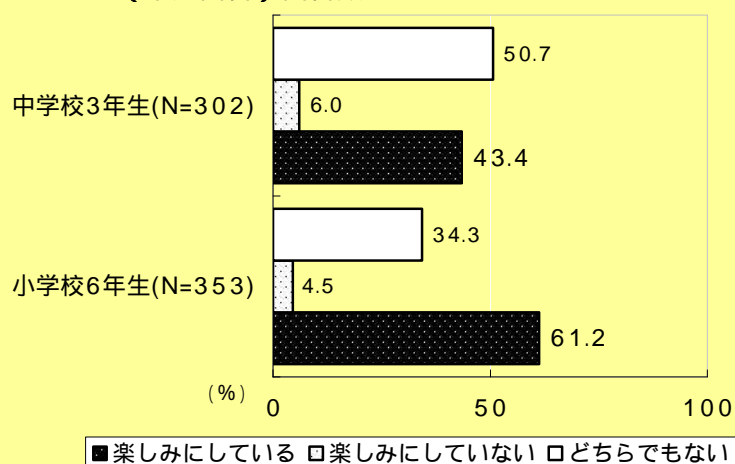
【小・中】では、「どちらでもない」「楽しみにしていない」の2つの項目を合わせた回答が約半数近くを占めています。年齢が上がるにつれて、食事に対して楽しみを持たなくなる傾向があります。

食育を進めていく上でも、自分たちの食事に興味や楽しみを持ってもらうことが大切だと思われます。

幼児食事を楽しみにしているか（単純回答）
回答数：297



小学校6年生・中学校3年生食事を楽しみにしているか（単純回答）回答数：659



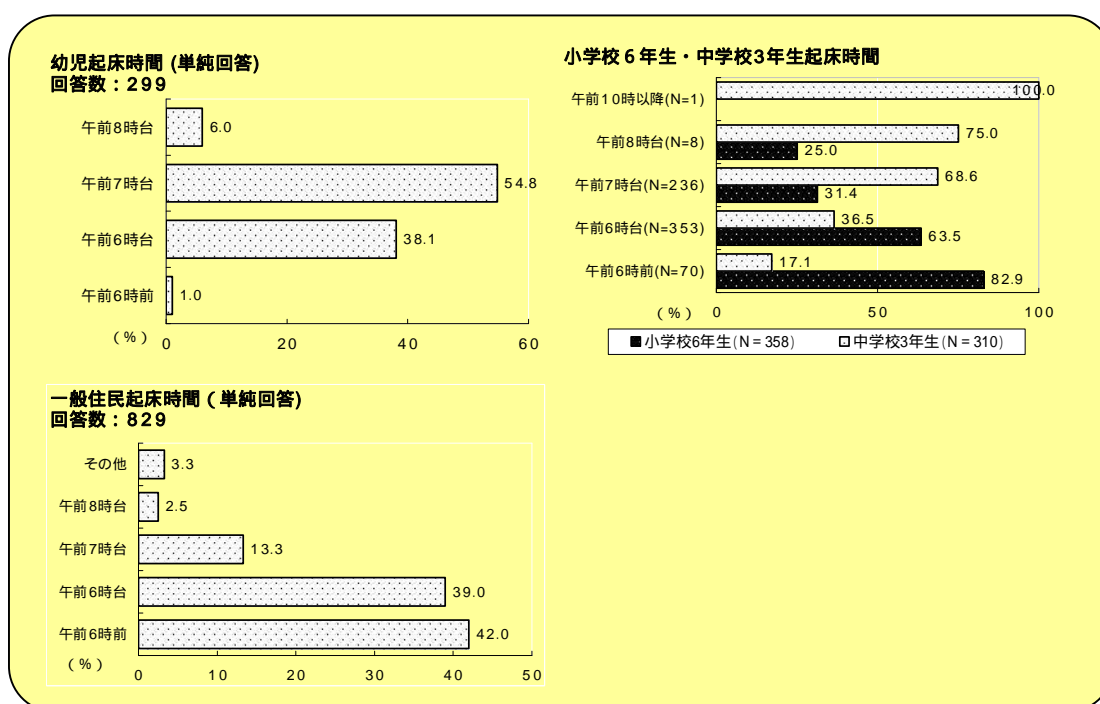
普段の生活習慣の状況

【起床時間】

年代が上がるにつれて、起床時間が早くなる傾向にある

起床時間については【幼児】【小・中】で、「午前6時台」「午前7時台」が多くなっています。また、【一般】では、「午前6時前」が多くなっています。

年代が上がるにつれて、起床時間が早くなっていることがわかります。



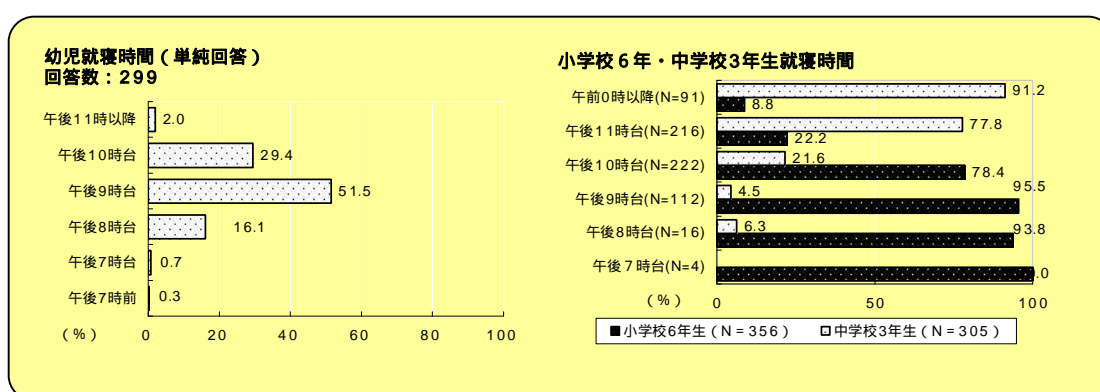
【就寝時間】

各年代ともに、就寝時間が遅い傾向にある

就寝時間について、【幼児】では、「午後9時台」「午後10時台」が多くなっています。また、「午後11時以降」が2.0%となっています。

【小・中】では、「午後10時台」「午後11時台」が多くなっており、「午前0時以降」が13.7%となっています。

就寝時間が遅い傾向にあり、発育に必要な睡眠が十分に取れていないことがわかります。また、睡眠不足から食欲がなかったり、起床できずに朝食を食べる時間がなかったりと欠食の要因となっていることが考えられます。



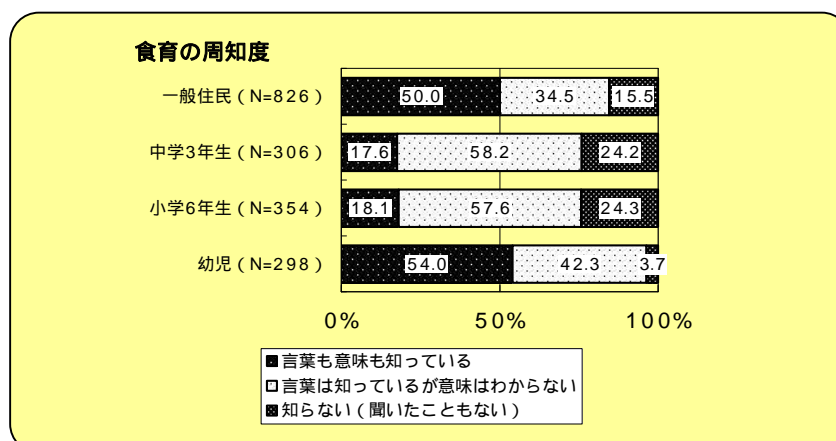
(2) 食育に関する意識

食育の周知度について

「言葉も意味も知っていた」は、【小・中】が17.9%と最も少ない

「言葉も意味も知っている」の回答について、【幼児】【一般】それぞれ回答の半数を占めていますが、【小・中】では17.9%となっています。

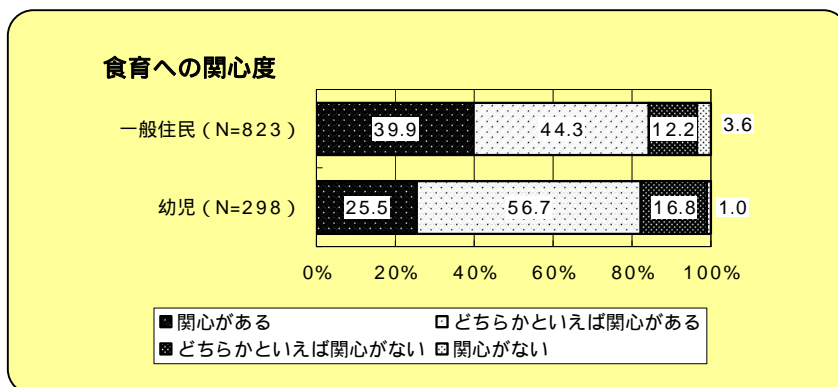
また、「知らない」という回答についても、【小・中】の割合が高くなっています。



食育への関心度について

あまり関心がない方は、約2割を占める

各年代とも、「どちらかといえば関心がない」「関心がない」の2つの項目を合わせた回答が、約2割を占めています。今後、あまり関心がない方に対して興味を持っていただけるような取り組みが必要だと思われます。また、関心がある方に対して、食育を実践していけるような情報の提供や支援が必要です。



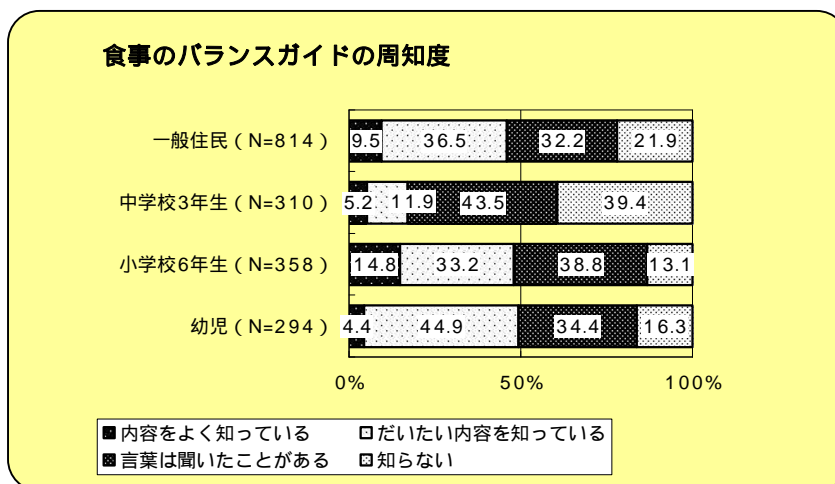
食事のバランスガイドについて

各年代ともに、「内容をよく知っている」は回答の約1割弱

食事バランスガイドについて、「内容をよく知っている」が各年代で約1割弱となっています。

このことから、食事バランスガイドの周知が不十分であることがわかります。

各年代の方々が理解できるよう、周知・啓発の方法について検討する必要があります。

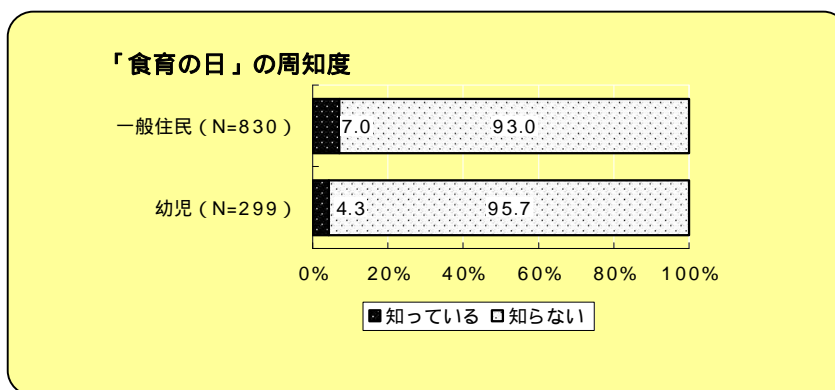


「食育の日」の周知度

各対象者ともに、「知らない」が回答の9割以上を占める

各対象者ともに、「知らない」という回答が9割以上を占めています。特に、【一般】に比べ、【幼児】で2.7ポイント高くなっています。

今後、いかに周知していくかが食育推進を図る上でも重要になってくると思われます。

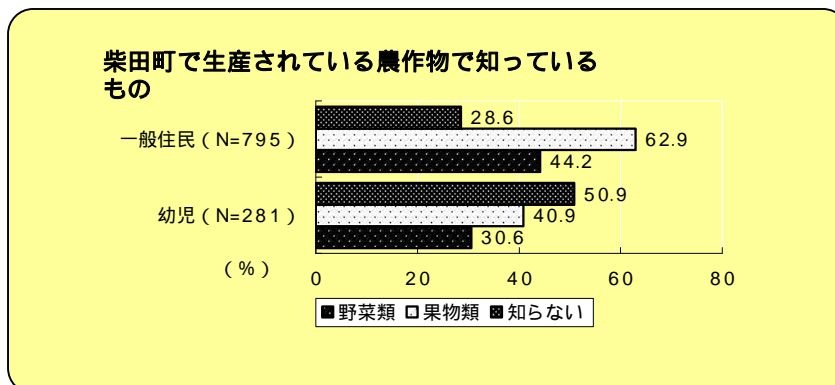


柴田町で生産されている農作物への認識度

【幼児】で、「知らない」が50.9%と最も多く、【一般】では「果実類」が62.9%と最も多い

柴田町で生産される農産物について知っているものを尋ねたところ、【幼児】では、「知らない」が最も多くなっています。また、【一般】では「果実類」が最も多くなっています。

今後、柴田町で生産される農産物の効果的なPR方法について検討していくことが必要だと思われます。

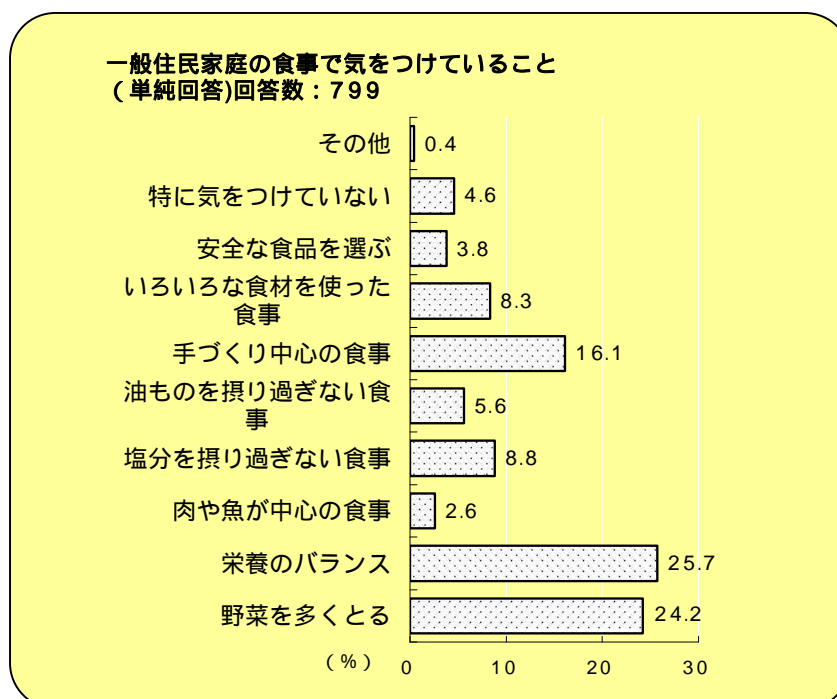


一般住民が食事で注意していること

「栄養のバランス」が25.7%と最も多い

【一般】の人に、家庭の食事に関して気をつけていることについて尋ねたところ、「栄養のバランス」が25.7%と最も多くなっています。

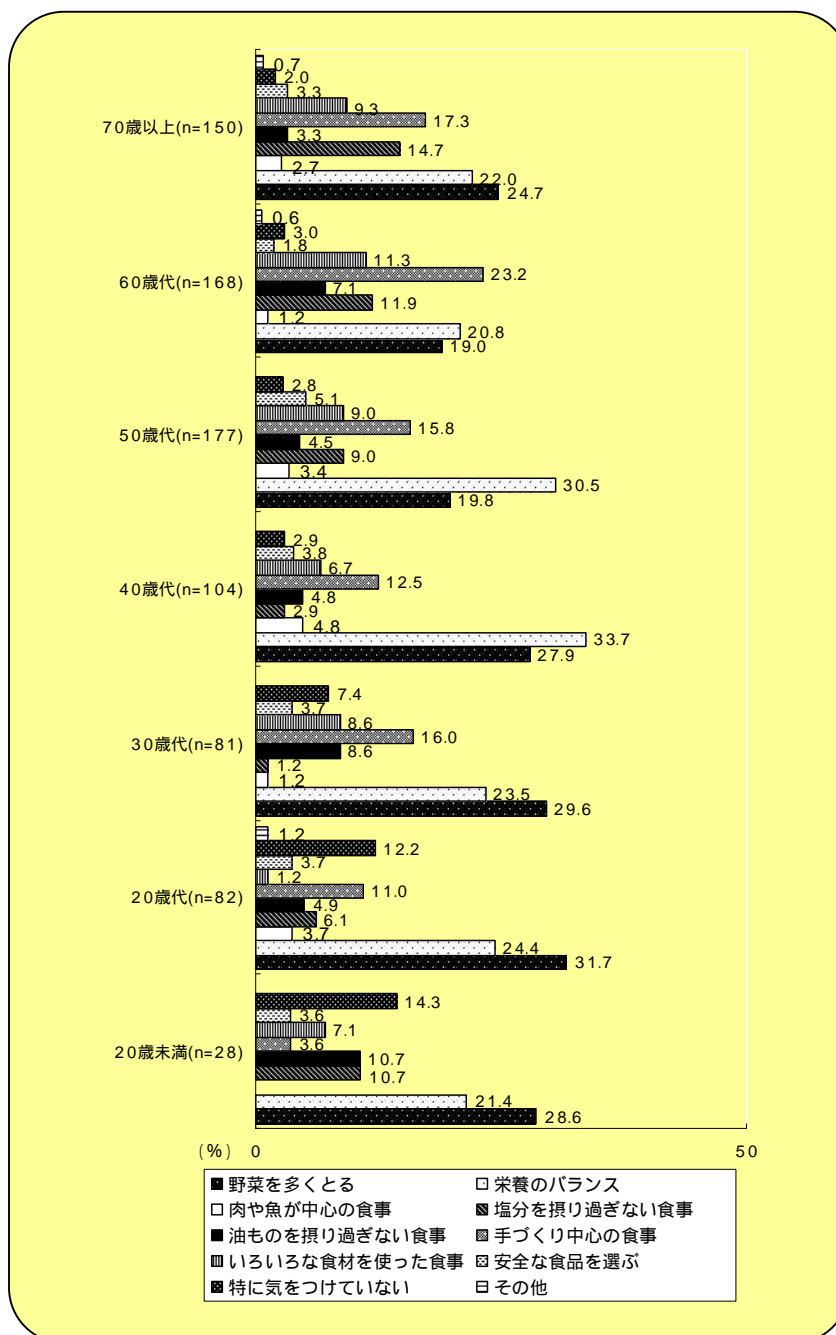
次いで、「野菜を多くとる」が24.2%、「手づくり中心の食事」が16.1%、「塩分を摂り過ぎない食事」が8.8%等という回答結果となっています。



【各年代での食事への注意状況】

各年代では「野菜を多く摂る」「栄養のバランス」に注意している傾向が高い。しかし、年代が低くなるにつれて「特に気をつけていない」が増加する

年齢が下がるにつれて、「特に気をつけていない」という回答が多くなっています。また、「手づくり中心の食事」について、若い世代での回答が低くなっています。

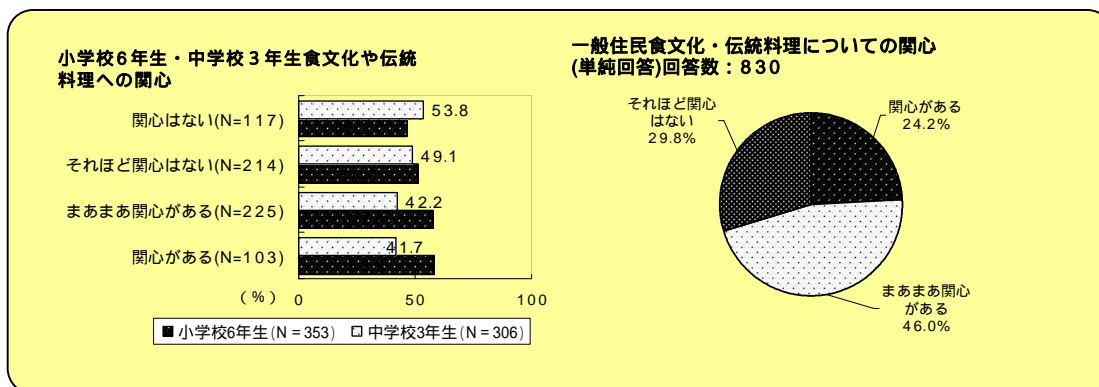


食文化や伝統料理への関心

「関心がある」は各年代とも最も低い

食文化や伝統料理への関心について、「関心がある」は、【小・中】が 15.7%、【一般】で 24.2%となっています。

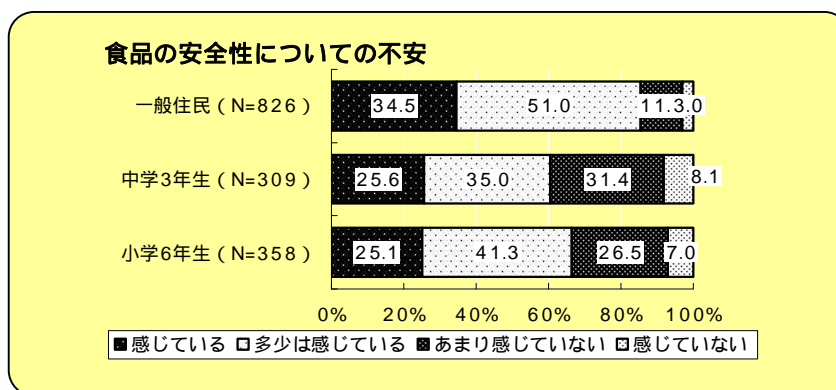
各年代ともに、関心をもってもらえるような取り組みが必要だと思われます。



食品の安全性に対する不安

各年代で何かしら不安を感じている人が多い

食品の安全性に対する不安について、「感じている」「多少は感じている」の2つの項目を合わせた割合は、【小・中】で6割、【一般】で8割を占めており、不安を感じている人が多いことがわかります。



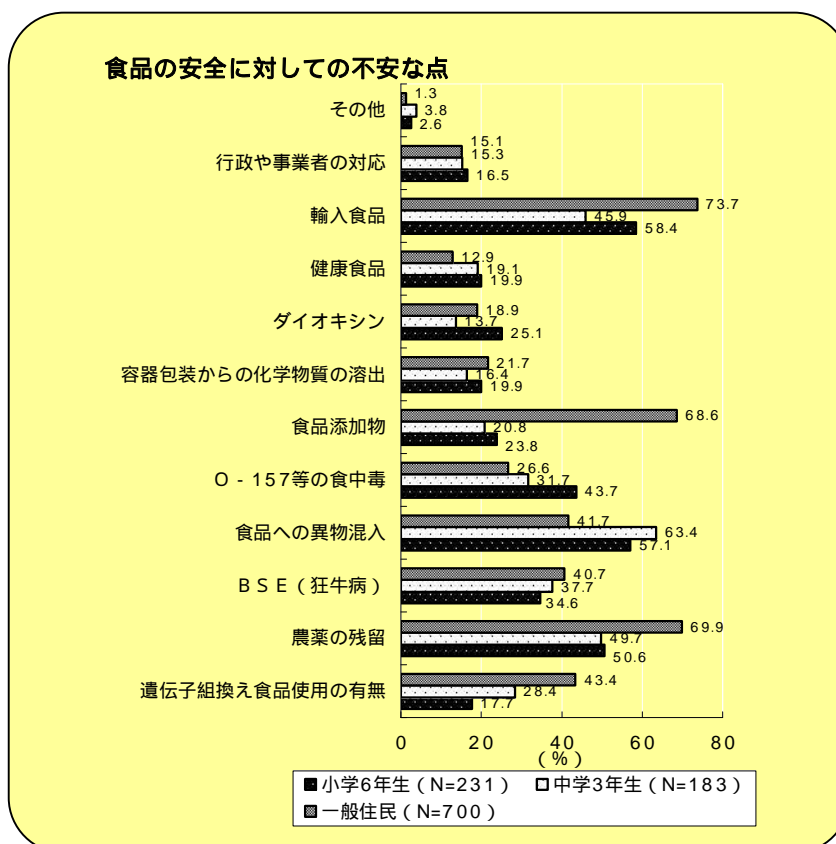
【食品の安全に対して不安な点】

【小・中】では、「食品への異物混入」が60.3%、【一般】では、「輸入食品」が73.7%と最も多い

【小・中】においては、食品の安全に対して不安な点について、「食品への異物混入」が60.3%と最も多くなっています。次いで、「輸入食品」が52.9%、「農薬の残留」が50.0%等となっています。

【一般】においては、食品の安全に対して不安な点について、「輸入食品」が73.7%と最も多くなっています。次いで、「農薬の残留」が69.9%、「食品添加物」が68.6%となっています。

食品の消費期限の改ざんや輸入食品からの有害物質の検出等の問題から、食の安全に対するの関心や意識が高いことがわかります。

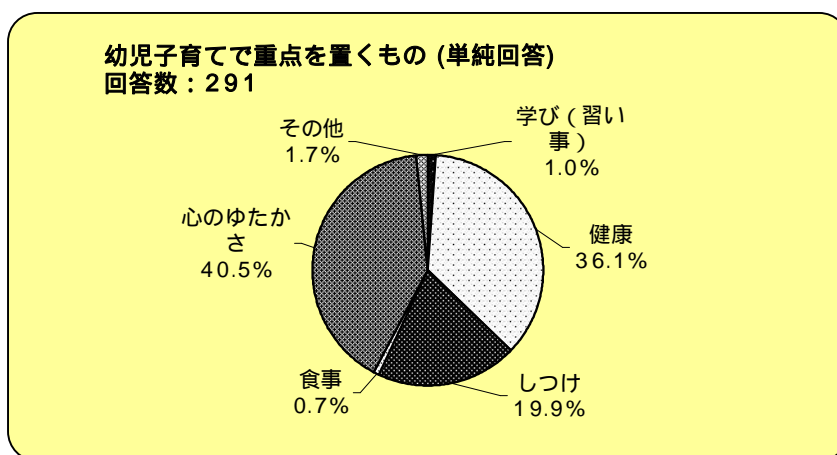


(3) 子育てで重要と感じていること

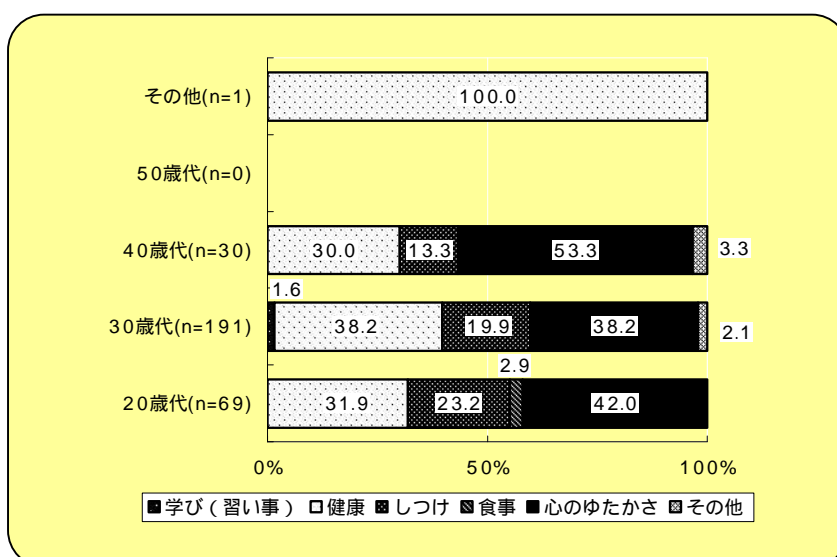
「心のゆたかさ」が40.5%と最も多い

【幼児】の子育てで重点を置くものについては「心のゆたかさ」が40.5%と最も多くなっています。次いで、「健康」が36.1%、「しつけ」が19.9%、「その他」が1.7%等という回答結果となっています。

子育ての際、食事に重点を置いている方の割合が低いことから、食育を通して、健康や心のゆたかさを育てていくことを、保護者に学んでもらうことが大切だと思われる。



【各年代での子育ての重要視していること】



第2章 食育推進の基本理念等

1. 基本理念

基本理念

食の大切さを知り、いつまでも健康にすごすための
充実した食生活の実現

(標語:食を楽しみ、おいしくいただきます)

「食べる」ことは生きること、「いのち」をいただくことです。私たちが生きていくのに不可欠な「食」は、感謝の気持ちから始まります。そして、生涯にわたって食育を実践し、健康で生き生きとしたまちづくりを推進します。

2. 基本目標

食育を推進するためには一人ひとりが主体的に取り組み、家庭を中心として実践していくことが大切です。また、学校や地域などの関係者が連携した推進が重要となります。そこで、基本理念を達成するために、次の目標を設定します。

基本目標 1

規則的な生活リズムをつくり、「しっかり朝ごはん」を習慣づけよう

睡眠時間を確保して早寝早起きを心がけ、毎日きちんと朝食を食べる。
心と体の健康のために、適度の運動をすることを普段の生活から意識づけて、
健康増進の維持に努める。

健康づくりの基本は十分な睡眠や適度な運動、1日3回の食事という生活習慣を身につけることです。朝食の欠食は、脳や体のエネルギー源が不足し、生体リズムを狂わせ、学習や仕事の効率低下をまねきます。また、欠食の反動で、昼食や夕食を食べ過ぎる生活習慣は、肥満や糖尿病をまねく原因にもなります。

心と体の健康のために、早寝早起きを心がけて毎日朝食をしっかり食べ、そして、日常生活の中で無理せず気軽にできる運動を習慣づけることが大切です。

基本目標 2

バランスのとれた食事を楽しみながら、よく噛んで、感謝しながら食べよう

食に関する正しい知識を身につけ、栄養バランスのとれた食事をつくる。
家族とのふれあいを通して、食べる楽しみや食事マナーを学ぶ。
体の健康のために、野菜をたっぷり取入れ、そして噛みごたえある物を使った食事に心がける。

国内外からいろいろな種類の食材が供給されるとともに、調理食品や惣菜を提供とする食の外部化が進展しています。このような中で、町民一人一人が健全な食生活を自ら実践できる食に関する正確な知識と的確な判断を身につける必要性が高まっています。また、一つの家庭の中にいろいろなライフスタイルが存在し、家族や友人と楽しく食卓を囲む機会が少なくなっています。食卓を囲むことは、食の楽しさを実感し、心と体の豊かさに結びつく効果をもたらすので、できるだけこのような機会を持つように努めることも大切です。

基本目標 3

地元食材から安全・安心な食を知ろう

地元の生産物を知り、普段から地元で取れた食材を取り入れ、安心して食べる。
農業体験を通して、食への関心を高める。
食べ残しを減らし、環境保全に心がける。
みやぎ「地産地消の日」を活用しよう

食品の安全性や虚偽に関わる国内外の事件の発生によって、食材の安全安心に対する関心が高まっております。そのような背景の中、学校給食においても地元農産物の利用が求められて、米飯給食の週 3 回実施や地元の味噌等が定着しています。しかし、約 3 割の町民は町内で生産される農産物を知らないとしています。そこで、生産者、事業者、行政の連携が重要になります。

また、食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議が制定した「地産地消の日」(毎月第 1・金・土・日)を活用して、県産食材や地元食材の旬を取り入れ、季節感溢れる食事で食卓を彩ることで、食べることへの「楽しい気持ち」である「心」を育むこととなります。

基本目標 4**家庭の料理や郷土の食文化を伝えよう**

親子・地域の絆を深める。

親子で料理をつくりながら、家庭の料理を伝承していく。

四季の季節感あふれる行事食、郷土食の知識を理解する。

正月、ひな祭り、十五夜や家庭の行事などの料理は親から子に、または、地域や家に受け継がれて家庭料理、郷土料理として食文化を育んできました。そのことにより、健全な心と身体を育んできました。しかし、現下のめまぐるしい環境の変化と忙しい生活の中で、家族や地域の絆が希薄となり大きな社会問題を引き起こしています。

基本目標 5**食育に関心を持つ**

一人ひとりが正しい食事、バランスの良い食事、自分にあった食事量などの関心を深め、健康について実践する。

健全な食生活の実践は、生涯にわたって生き生き暮らしていくための基本であり、健康寿命の延伸として大きな成果を果たして行きます。

3. 目標数値

【食育の推進に関する指標】

食育を推進していくうえで、その成果や課題の達成に関する客観的な指標により把握できるように、次のとおり主要な項目について目標を設定します。

目 標	現状【19年度】	目標【23年度】
食育に関心のある町民の割合を増やします 20歳代以上 【国 70% 90%】 【県 - 】	男性 76.1% 女性 88.6%	男性 90% 女性 90%
「食育の日」を知っている人を増やします 20歳代以上	7%	30%
朝食を欠食（まったく食べない）する町民の割合を減らします 【国 小学生 4% 0%】 20歳代男性 30% 15% 30歳代女性 20% 15% 【県 小学生 4.4% 2%以下】 20～30歳代男性 27.7% 23%以下	幼児 0% 小学生 0.8% 中学生 3.3% 20歳代 10.2% 30歳代 8.4%	幼児 0% 小学生 0% 中学生 2% 20歳代 10%以下 30歳代 8%以下
就寝時間を早めましょう 幼児は8時台までに寝る 小学生は9時台までに寝る	幼児 17.1% 小学生（6年生） 35.4%	幼児 50%以上 小学生（6年生） 50%以上
肥満傾向児童生徒の割合を減らします 【仙台市 10.4% 7%以下】	小学生 10.8% 中学生 6.5%	小学生 7%以下 中学生 6.5%以下
肥満（BMI25以上）の割合を減らします 【県】 30歳代以上（男性） 28.8% 25%以下 40歳代以上（女性） 28.5% 25%以下	30歳代以上 （男性）29% 40歳代以上 （女性）23%	30歳代以上 （男性）25%以下 40歳代以上 （女性）23%以下
メタボリックシンドロームの内容を知っている町民の割合を増やします 20歳代以上 【国 77.3% 80%以上】 【県 - 】	73.7%	80%

「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている町民の割合を増やします。 【国 58.8% 60%以上】	54.1%	60%以上
学校給食の地場産物（県内産地）の利用品目数の割合を増やします	13.5%	増加
柴田町で生産される農産物を知らない町民の割合を減らす	28.6%	15%
食育を推進するボランティアの数を増やします 国 現状値の20%増	食生活改善推進員 40人 食育ボランティア 育成 - 人	50人 20人

4. ライフステージの設定

人間は、乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の習慣を積み重ねることにより、健康な生活を送る基本である食を営む力が育まれます。

一人ひとりの食習慣は、長い年月をかけて作られていくことから、各年代に応じた食育への取り組みが必要となってきます。本計画では、基本理念と基本目標を具現化するために、宮城県食育推進プランに合わせて以下の6つのライフステージに区分して、それぞれのライフステージの特徴に応じた食育への取り組みを進めます。

ライフステージ	特 徴
乳 幼 児 期 おおむね 0 ～ 5 歳	食の基礎づくりの大切な時期
学 童 期 おおむね 6 ～ 12 歳	食生活の大切さを学び、望ましい食習慣が定着する時期
思 春 期 おおむね 13 ～ 18 歳	望ましい食習慣や生活リズムを自己管理し維持する時期
青 年 期 おおむね 19 ～ 39 歳	健全な食生活を送り、食を楽しみ、体力の維持・増進に努める時期
壮 年 期 おおむね 40 ～ 64 歳	食を楽しみ、健康への関心が高まる時期
高 齢 期 65 歳以上	食を楽しみ、食を通じた豊かな生活を実現し、次代へ伝える時期

第3章 各ライフステージ別での取り組み

1. 乳幼児期～おおむね0歳から5歳～

(1) 特徴

～食の基礎づくりの大切な時期～

乳幼児期は、最も成長・発達する時期であるとともに、食生活の基礎を形成する大切な時期です。乳児期は母乳を飲み、離乳食を食べることを通して、味覚や食欲、食べる意欲という生涯を通じての食の基礎づくり、幼児期には、睡眠や食事、遊びという活動の中で食の体験を広げ、「おなかすいた」という感覚が持てるような食習慣や食生活のリズムが定着する等が身につく時期です。

この時期は、食事を味わって食べたり、食への関心を持ったり、楽しく食べることが大切なので、家庭を中心に、保育所・児童館・幼稚園などでも連携し、食育に取り組むことが大切です。

(2) 取り組みのポイント

欠食をなくし、規則正しい食生活のリズムを作る
家族とのふれあいを通して、食べる楽しみや、食事のマナーを身に付ける
いろいろな食べ物を見る、触れる、味わうなどの体験から食べたいものを増やし味覚を育てる
固い物をよく噛んで食べる
箸を正しく使えるように練習をする
栽培・調理など体験活動を通して、食に親しみ食への関心や感謝の気持ちを育てる

家庭における取り組み

規則正しい食事により生活のリズムを作るために、「はやね・はやおき・あさごはん」を習慣づける

野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に1日を過ごす

家庭で一緒に食事をして、楽しい雰囲気での食卓づくりに心がける

食前食後のあいさつや、正しく箸をできるように基本的なマナーを身につける

いろいろな食べ物を工夫し、おいしく味わうことにより好き嫌いをなくす
やわらかいものだけでなく、噛みごたえのある料理を作り、噛む力を育てる
歯みがきを習慣にして、虫歯の予防をする
食べ物への感謝の気持ち、無駄にしないことを教える

保育所・児童館・幼稚園等での取り組み

保育計画等に食育に関する計画を位置づける
友達と楽しく・おいしく食べる楽しさを味わえるような機会を提供する
食に関する保育を通し、食の大切さを学ぶ機会を提供する
給食に地元の食材を使い、地元の食材に触れる機会を提供する
栽培や収穫などの体験活動を通して食に関心を持つようにする
保護者に対して、食の大切さを普及啓発・助言を行う
食前食後のあいさつや食事のマナーを教える

生産者・事業者の取り組み

新鮮で安全・安心な地元食材の活用に協力する
栽培や収穫体験の場を提供する
保育所・児童館・幼稚園等における食に関する行事への協力をする

町の取り組み

保護者に対して簡単に作れて手軽に食べることが出来る朝食メニューレシピを提供する
保護者に対して食の大切さを普及啓発する
子どもの歯と口腔の健康づくりの大切さを、乳幼児健診等を通して保護者に伝える
食を楽しむための機会を提供する
乳幼児健診や離乳食教室などの内容の充実を図る
子どもの食生活や発育に不安を感じる母親などに対する相談会や教室などを開催する
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する

県の取り組み

- 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動
- 「すこやか子育てテレホン相談」の実施
- 「子育てサポーター養成講座」の開催
- 食に関する講演会等の開催
- 親子料理教室や体験学習会等の開催
- 食育推進に関する研修会や講演会の開催
- 母子保健従事者の育成



2 . 学童期～おおむね6歳から12歳～

(1) 特徴

～食生活の大切さを学び、望ましい食習慣が定着する時期～

学童期は、さまざまな学習や体験を通して、食に関する幅広い知識を習得し、心身ともに成長して生涯にわたる食習慣の基礎が完成する時期でもあります。

正しい食習慣を身に付け、自らのからだの成長や健康についても自ら管理することが出来るようになることが望まれます。

また、核家族化、共働きの増加などにより、朝食の欠食や家族揃っての食事の機会が減少するなどの問題が生じてきています。

このため、楽しく家族と食卓を囲むことや、学校給食、体験活動を通して、望ましい食習慣を身につけることが大切です。

(2) 取り組みのポイント

欠食をなくし、規則正しい食生活のリズムを作る
家族や友達と一緒に食べる楽しさを味わう
いろいろな食べ物を食べて、味覚を育てる
食事づくりの手伝いや買い物を通して、食に触れる
農業体験などを通して食への関心を高め、食の大切さを知る
食事のマナーや、基礎的な調理の仕方を身につける
食に対する感謝の気持ちを育む

家庭における取り組み

規則正しい食事により生活のリズムを作るために、「はやね・はやおき・あさごはん」を習慣づける

野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に1日を過ごす

家族と一緒に食事をして、食べる楽しさを感じる

四季折々の地元の食材を使った食事を作る

年中行事に合わせた食事を取り入れる

食事作りの手伝いや買い物などを習慣化する

食前食後のあいさつや、食事のマナーを教える

よく噛むことや歯磨きの大切さを教え、口腔の健康を守る

食べ物の大切さを教え、無駄にしないようにする

小学校での取り組み

「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校全体で食育を推進する
給食時間における食に関する指導の充実(栄養指導、食事マナー等)
給食に地元の食材を使い、地元の食材や伝統料理に触れる機会を提供する
栽培体験などの体験活動を通して、食に興味を持つようにする
各教科や総合的な学習の時間に、食に関する指導をする
給食便りなどを通して、家庭へ食に関する情報を発信する
地元の生産者との交流を図る
「はやね・はやおき・あさごはん」の声かけをする

地域での取り組み

食生活改善推進員などの地域ボランティアが、郷土・伝統料理を味わえるような
機会を提供する
地域における郷土・伝統料理を継承する場を提供する

生産者・事業者の取り組み

農業体験、職場体験などの体験の場や機会を提供する
生産、加工、流通などの現場見学の機会を提供する
新鮮で安全・安心な地元の食材への活用を行う

町の取り組み

小学校における農業体験学習を支援する
保護者に対して簡単に作れて手軽に食べることが出来る朝食メニューレシピの普及などを図る
保護者に対して食の大切さを普及啓発する
親子料理教室や農業体験学習などを開催する
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する

県の取り組み

「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動の展開
親子料理教室や体験学習会等の開催
栄養教諭の採用、配置の推進
栄養教諭、学校栄養職員等に対する研修会の開催

学校給食での地産地消の推進

小学校における農業体験学習への支援

食育推進に関するボランティア等の育成及び活動支援



3 . 思春期～おおむね 13 歳から 18 歳～

(1) 特 徴

～望ましい食習慣や生活リズムを自己管理し維持する時期～

中学・高校期は、部活動や塾通いなどにより、生活リズムが不規則になります。

また、朝食の欠食や弧食も増えてきます。

そして、友達やマスメディアなどからの影響を受けるようになり、誤った認識による過度の痩身や過食、偏食による肥満も生じ、将来の健康に影響を及ぼす健康課題も指摘されています。

このため、この時期の食生活が、生涯の健康に大きく影響を及ぼすことから、今まで培ってきた家族や友達との楽しい食を通して、自分で知識を学び、正しい知識を身につけ、望ましい食習慣と生活リズムを維持していく必要があります。

(2) 取り組みのポイント

欠食をなくし、規則正しい食生活のリズムを作る
家族と一緒に楽しく食べる機会を増やす
調理することを通して、食に対する理解を深める
自分の健康と食生活の関係を理解する
食品の生産、加工、流通の仕組みを知り、食への関心を高める
食文化や伝統料理への関心を高める

家庭における取り組み

規則正しい食事により生活のリズムを作るために、「朝ごはん」の習慣をつける

野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に 1 日を過ごす

家族と一緒に食事をして、食べる楽しさを感じる

四季折々の地元の食材を使い、調理をする楽しみを覚える

友人との外食などが増えるので、食品を選ぶ知識を身につける

食生活の自立を目指し、調理や食の安全などについて教える

年中行事に合わせた食事を取り入れる

食べ残しを減らし、ゴミの再利用などについて学ぶ

中学校での取り組み

「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校全体で食育を推進する
給食時間における食に関する指導の充実(栄養指導、食事マナー等)
給食に地元の食材を使い、地元の食材や伝統料理に触れる機会を提供する
栽培体験などの体験活動を通して、食に興味を持つようにする
各教科や総合的な学習の時間に、食に関する指導をする
給食便りなどを通して、家庭へ食に関する情報を発信する
食事と体の関係や健全な食生活を送るための知識の習得と実践する能力をつける

高校での取り組み

食育の取り組みへの機会を増やす
栄養成分表示、食事バランスガイドなどの情報を提供する
過度の痩身や肥満の健康に及ぼす影響と食事の関係等の知識を指導する
社会人への準備期間として、栄養、調理、食の安全等に関する知識の習得、実践する能力をつける

地域での取り組み

学校での食育の取り組みに対して協力する
食生活改善推進員などの地域ボランティアが、郷土・伝統料理を味わえるような機会を提供する
ボランティア活動への参加の呼びかけを行う

生産者・事業者の取り組み

農業体験、職場体験などの実習体験の場や機会を提供する
生産、加工、流通などの現場見学の機会を提供する
学校給食での地元食材の活用への協力を行う
食材の産地表示などの情報を提供する

町の取り組み

学校活動を通じた食育事業を支援する
栄養バランスのとれた食生活のための知識の普及啓発を行う
食に関する知識や食品を選択する能力を高めるため、積極的に情報を提供する
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する

県の取り組み

「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動の展開
食事バランスガイドの普及啓発
食の安全安心に関する情報の提供
栄養バランスのとれた日本型食生活の普及・推進
栄養教諭の採用、配置の推進
中学校における農業体験学習への支援
学校給食での地産地消の推進
食育推進に関するボランティア等の育成及び活動支援

毎年6月は[食育月間]

毎月19日は[食育の日]

4 . 青年期～おおむね 19 歳から 39 歳～

(1) 特 徴

～健全な食生活を送り、食を楽しみ、体力の維持・増進に努める時期～

青年期は、多くの人々が家庭的には、結婚、妊娠、出産、育児など、社会的には就職などにより、生活が大きく変化する時期です。

また、心身ともに充実し、働き盛りといわれる時期で、仕事や子育てなどの役割も増え、生活のリズムが不規則になりがちですが、この時期の食生活が、次の壮年期以降の健康状態へ影響を及ぼすことから、望ましい食生活習慣の維持や改善に努めることが必要です。

そして、子どものいる人は、子どもを通して食生活を見直し、子どもたちに食事の基礎的な知識を教えながら、食についての関心を高めてあげることも必要です。

(2) 取り組みのポイント

食に関する知識（栄養バランス・食の安全など）を習得する
自分の食生活の点検と望ましい食習慣の維持、改善をする
家族と楽しく食べる機会を増やす
生活習慣病と食生活の関係を理解する
食品の生産、加工、流通の仕組みなどを家族で学ぶ
食の大切さを理解し、環境への配慮を心がける

家庭における取り組み

規則正しい食事により生活のリズムを作るために、「朝ごはん」の習慣をつける
野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に 1 日を過ごす
四季折々の地元の食材を使った食事を作る
年中行事に合わせた食事を作り入れる
家族と一緒に食事をして、食べる楽しさを感じる
食生活を見直し、食習慣の改善などにより生活習慣病を予防する
食品の栄養成分や産地表示などにも気を配る
食事マナー、食に関する知識などを子どもに伝える
かかりつけの医師や歯科医師を持ち、1 年に 1 回は定期健診を受けるなど健康管理を行い、生活習慣病や歯周病の予防に心がける
食べ残しを減らし、資源ゴミの再利用に努める

地域での取り組み

地域活動への参加を通して、地元の食材や伝統料理などについての知識を伝える
食生活改善推進員などの地域ボランティアが、郷土・伝統料理を味わえるような
機会を提供する

生産者・事業者の取り組み

農業体験、職業体験などの実習体験の場や機会を提供する
食材の産地表示などの情報を提供する
食育教室やイベントなどに地元の食材を提供する

町の取り組み

簡単に作れて手軽に食べることが出来る朝食メニューレシピを提供する
食を楽しむための機会を提供する
親子料理教室や農業体験学習などを開催する
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する
地元につながる郷土・伝統料理を提供する
生活習慣病の予防事業を提供する

県の取り組み

食の安全安心に関する情報の提供
食品情報の提供
親子料理教室や体験学習会等の開催
栄養バランスガイドの普及啓発
「みやぎ 21 健康プラン」テーマ別講習会の実施
生活習慣病予防対策の実施
食環境の整備
食品表示の適正化指導
事業所給食関係者を対象とした研修会等の開催
食品表示制度の普及啓発
食育推進に関するボランティア等の育成及び活動支援

5 . 壮年期～おおむね 40 歳から 64 歳～

(1) 特 徴

～食を楽しみ、健康への関心が高まる時期～

仕事や地域での役割など、職場や家庭の中心となるため、ストレスが溜まりやすく、多忙なこともあり健康管理がおろそかになりがちとなる傾向が見られます。また、身体的な機能も少しずつ低下し、生活習慣病などの疾病にかかりやすくなるので、健康診査等は必ず 1 年に 1 回は受診し、病気の早期発見、治療に努めることも必要です。引き続き、規則正しい食習慣や生活習慣を守り、自分の健康管理に努めることが必要となります。

そして、これまで培ってきた食文化などの経験を家庭や地域などで次世代へと継承させる役割が期待されます。

(2) 取り組みのポイント

食に関する知識（栄養バランス・食の安全など）を習得する
家族や自分の食生活について考え、健全な食習慣を維持する
家族や友達と一緒に楽しく食べる機会を増やす
生活習慣病の予防と体調にあった食生活を実践する
噛むことの大切さと、歯や口腔内の病気について関心を持つ
農業体験などを通して、食料の生産について理解する
食の大切さを理解し、環境への配慮を心がける

家庭における取り組み

十分な睡眠や食事など、規則正しい生活を送る

野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に 1 日を過ごす

四季折々の地元の食材を使った食事を作る

年中行事に合わせた食事を作る

家族と一緒に食事をして、食べる楽しさを感じる

塩分や脂肪の摂りすぎなどを改善し、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病を予防し、自分にあった食生活を心がける

食品の栄養成分や産地表示などにも気を配る

家庭料理や地域の伝統料理などの知識や技術を子どもに伝える

かかりつけの医師や歯科医師を持ち、1 年に一回は定期健診を受けるなど健康管理をして、生活習慣病や歯周病の予防に心がける

食べ残しを減らし、資源ゴミの再利用に努める
我が家の自慢料理を楽しむ

地域での取り組み

地域活動への参加を通して、地元の食材や伝統料理などについての知識を伝える
地域の食に関するボランティア団体が、食に関する正しい情報を提供する

生産者・事業者などの取り組み

農業体験、職場体験などの実習体験の場や機会を提供する
食材の産地表示などの情報を提供する
地域で開催される食の教室などに、地元食材を提供する

町の取り組み

簡単に作れて手軽に食べることが出来る朝食メニューの普及などを図る
親子料理教室や農業体験学習などを開催する
出前講座や健康教室に食育に関する内容の充実を図る
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する
地域に伝わる郷土・伝統料理を提供する
生活習慣病の予防事業を提供する
食事バランスガイドの普及と活用方法の指導を行う
食育推進に関わるボランティアなどの育成や活動を支援する

県の取り組み

生活習慣病予防対策の実施
食の安全安心に関する情報の提供
料理講習会や生産体験交流会の開催
食事バランスガイドの普及啓発
「みやぎ 21 健康プラン」テーマ別講習会の実施
食環境の整備
食品表示制度の普及啓発
食育推進に関するボランティア等の育成及び活動支援

6 . 高齢期～65 歳以上～

(1) 特 徴

～食を楽しみ、食を通じた豊かな生活を実現し、次代へ伝える時期～

退職や子どもの自立などの節目を迎え、生活環境も大きく変化し、社会的・精神的に大きな変化が生じる時期です。体力の低下も表れ、健康への不安を感じることも多くなる時期です。また、高齢化が進み、一人暮らしや高齢者夫婦の世帯が増え、低栄養や口腔機能の低下などの健康課題もみられます。これまでの豊かな人生経験と、これまでに得た知識などを、地域社会で活かし、いきいきと心豊かに暮らしていくことが大切です。

(2) 取り組みのポイント

食に関する知識（栄養バランス・食の安全など）を習得する
体調にあった食生活を実践する
家族や友達と一緒に楽しく食べる機会を増やす
生活習慣病と食生活の関係を理解する
栄養バランス、食品の安全や衛生について理解する
噛むことの大切さと、歯や口腔内の病気について関心を持つ
食や食文化について、次代へ伝える

家庭における取り組み

十分な睡眠や食事など、規則正しい生活を送る
野菜を取り入れた朝食をしっかりと食べて、元気に 1 日を過ごす
四季折々の地元の食材を使った食事を作る
年中行事に合わせた食事を作る
家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを感じる
栄養の過剰摂取や低栄養を改善し、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病を予防し、自分にあった食事内容を工夫する
食品の栄養成分や産地表示などにも気を配る
家庭料理や地域の伝統料理などの知識や技術を子どもや孫に伝える
かかりつけの医師や歯科医師を持ち、1 年に一回は定期健診を受けるなど健康管理を行い、生活習慣病や歯周病の予防に心がける
食べ残しを減らし、資源ゴミの再利用に努める
我が家の自慢料理を楽しむ

地域での取り組み

地域活動への参加を通して、地元の食材や伝統料理などについての知識を伝える
食に関する地域活動へ参加し、生き生きとした暮らしを実現する

生産者・事業者の取り組み

食材の産地表示などの情報を提供する
地域で開催される食の行事や教室などに、地元食材を提供する

町の取り組み

出前講座や健康教室に食育に関する内容の充実を図る
食育の日に食育に関するイベントなどを開催する
地元生産物や直売所等の情報を提供する
インターネットによる食育ページを提供する
広報誌の紙面で「食育通信」を掲載する
地域に伝わる郷土・伝統料理を提供する
生活習慣病の予防事業を提供する
食事バランスガイドの普及と活用方法の指導を行う
食育推進に関わるボランティアなどの育成や活動を支援する

県の取り組み

食事バランスガイドの普及啓発
「みやぎ 21 健康プラン」テーマ別講習会の実施
県産食材を用いた高齢者向け食品の開発
食育推進に関するボランティア等の育成及び活動支援
食環境の整備
食品表示制度の普及啓発
栄養改善や口腔機能の向上に関する研修会等の実施
ひとり暮らし高齢者等に対する会食サービスへの支援

第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制について

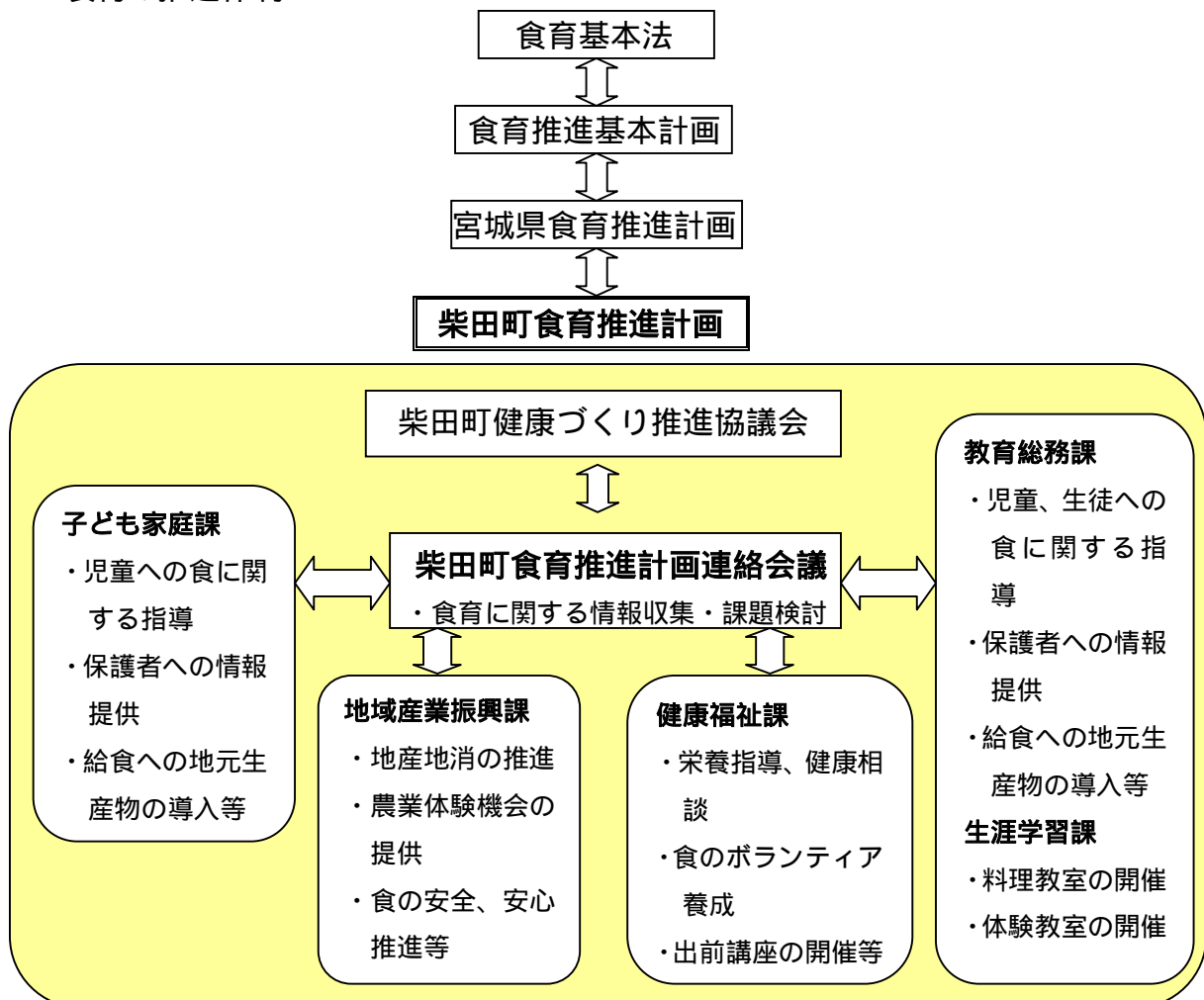
(1) 推進体制

食育の実施状況の点検と進行管理にあたっては、「柴田町健康づくり推進協議会」において行なっていきます。

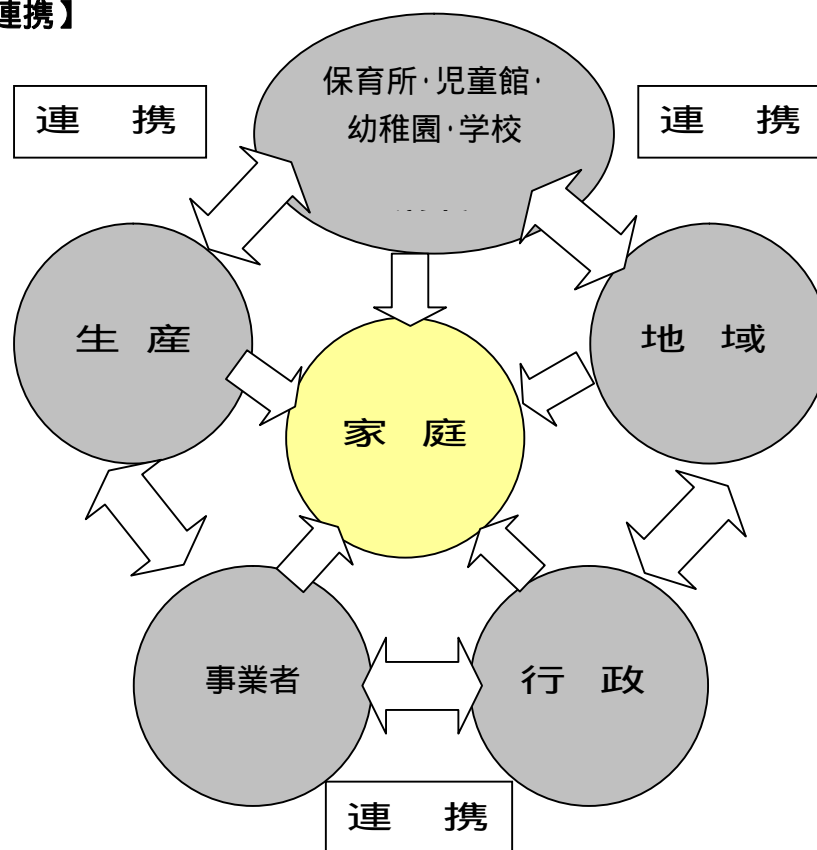
また、町では、関係課からなる「(仮称)柴田町食育推進計画連絡会議」が中心となり、計画に基づいた推進施策の検討・連絡・調整を行なうための横断的機関を設置し、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

推進にあたっては、保育所・児童館・幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、その他の経済団体、消費者団体などの多様な関係機関との連携体制を強化しながら、計画の周知を図り、計画に基づく取り組みを行います。

食育の推進体制



【食育推進の連携】



食育の推進にあたっては、家庭を中心として、あらゆる関係団体の連携が必要となります。それぞれが行っている食育への取り組みを点から線へ、線から面へと繋げていくことが大切です。

2. 関係者の役割

家庭の役割

食育に関して、家庭が最も重要な役割を担っていることを再確認して、家族の望ましい食習慣の定着や食育に積極的に取り組むように努めていくものとします。

保育所、児童館、幼稚園、学校の役割

保育所、児童館、幼稚園及び学校は、職員の食育に係る意識の向上に努めるとともに、家庭や行政、食育関係団体との連携を図り、あらゆる機会や場所において、食習慣を身に付ける重要な時期である子どもへの食育を積極的に取り組むものとします。

また、他の関係者が行う食育推進活動に協力していくものとします。

地域の役割

地域においては、食に関するボランティア団体などにより、様々な機会を利用して、食育に関する普及啓発に努めます。また、地域に残る郷土・伝統料理の継承に努めます。

生産者・事業者などの役割

農業体験などを通して、食物の生産過程を学び、自然の恩恵と食に関わる人々の仕事についての理解を深めてもらう。また、学校給食などへの地場産食材の供給など、地産地消への取り組みを推進するよう努めるものとします。

事業者は、事業活動を行うにあたっては、積極的に安全性の確保、食品の適正表示や栄養成分表示などの情報提供に努めるものとします。

町や他の関連団体などが実施する食育の推進に関する活動やイベントなどに協力するよう努めるものとします。

町の役割

家庭と地域を結び、保育所、幼稚園や学校、生産者、食品関連事業者などとの連携を図りながら、生産現場での体験活動などをおし、町の特色を活かした食育の推進に努めるものとします。

また、それぞれのライフステージに応じた食育への取り組みを提案し、健全な食生活が送れるように取り組みます。

食生活改善推進員等のボランティア等の人材育成にも取り組みます。

保健師・栄養士・歯科衛生士などの専門職は、離乳食指導や栄養指導をはじめとし、積極的に食や健康についての情報提供や指導に努めるものとします。また、他の関係団体と連携して食育の推進に努めるものとします。

県の役割

県民一人ひとりの食に対する意識の高揚と機運の醸成を図ります。また、町、保育所、幼稚園や学校、生産者、食品関連事業者などとの連携強化を図りながら、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

資料編

食育基本法

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生

産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

食育推進基本計画概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加

70パーセント（平成17年度） 90パーセント以上

(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少

小学生 4パーセント（平成12年度） 0パーセント

20歳代男性 30パーセント、30歳代男性 23パーセント（平成15年度） いずれも15パーセント以下

(3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

21パーセント（平成16年度、食材数ベース） 30パーセント以上

(4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

60パーセント以上

(5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加

80パーセント以上

(6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加

現状値の20パーセント以上増加

(7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

60パーセント以上

(8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

60パーセント以上

(9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

都道府県 100パーセント、市町村 50パーセント以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等
栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

食育月間の設定・実施

食育月間の設定（毎年6月）による重点的・効果的な運動等

継続的な食育推進運動

食育の日の設定（毎月19日）による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

各種団体等との連携・協力体制の確立

団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等

民間の取組に対する表彰の実施

民間の食育活動に関する表彰の実施

国民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等

食育に関する国民の理解の増進

世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等

ボランティア活動への支援

ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等

子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等

農林漁業者等による食育推進

農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

専門調理師等の活用における取組

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供

食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等

国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

柴田町食育推進計画庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 柴田町食育推進計画の策定等に当たり、関係各課等の連携を密にし、その円滑かつ効率的な検討を行うため、食育推進計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、委員若干名で組織する。

2 検討会議の議長（以下「議長」という。）は副町長とし、委員は健康福祉課長・子ども家庭課長・教育総務課長とする。

(議長及び副議長の職務)

第3条 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(所掌事項)

第4条 検討会議は、食育推進計画の策定等に関し、次の事項を所掌する。

食育推進計画の基本方針及び基本構想に関すること。

食育推進計画素案の作成

その他食育推進計画に必要とする事項

(会議)

第5条 検討会議は議長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会議の補助組織として、第4条の所掌事項を調査検討させるために、ワーキンググループ（以下「メンバー」という。）を置く。

2 メンバーは別表に掲げる職員をもって構成する。

3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて庶務が召集する。

(任期)

第7条 検討会議及びワーキンググループの任期は平成20年3月31日とする。

(庶務)

第7条 検討会議及びワーキンググループの庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。

別表

略

柴田町食育推進計画庁内検討会委員名簿

	所属	職名	氏名
議長	総務課	副町長	小泉 清一
委員	健康福祉課	課長	平間 洋平
委員	子ども家庭課	課長	小池 洋一
委員	教育総務課	課長	薮 千代
ワーキングメンバー	子ども家庭課	主幹	齋藤 晴美
ワーキングメンバー	子ども家庭課	主幹	仙石 恵子
ワーキングメンバー	教育総務課	主幹	太齋 正幸
ワーキングメンバー	給食センター	技術主査	吉岡 今日子
1ワーキングメンバー	槻木中学校	養護教諭	窪寺祥子
2ワーキングメンバー	柴田小学校	養護教諭	宮東 仁美
ワーキングメンバー	地域産業振興課	主査	亀井 和招
事務局	健康福祉課	班長	平間 忠一
事務局	健康福祉課	主幹	丹野 千代子
事務局	健康福祉課	主査	吉田 真由美
事務局	健康福祉課	保健師	八島 ひとみ

1：平成19年10月31日まで

2：平成19年11月1日から

資料別冊

柴田町食育推進計画策定に係るアンケート基礎調査報告書